

会議名称	平成23年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成23年10月31日（月） 14時から15時20分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室（中棟6階）	
	委員	江藤会長、阿部委員、井上委員、大浦委員、谷委員、花形委員、山岡委員、横山委員、奥山委員、島田委員、新城委員、鈴木委員、増田委員、脇坂委員、小幡委員、北島委員、茶谷委員
	実施機関	森山高井戸事務所担当課長、坂野荻窪保健センター所長、和久井障害者施策課長、南雲課税課長、阿出川納税課長、大井区民課長
	事務局	宇賀神行政管理担当部長、牧島政策法務担当部長、松川情報システム課長、中島法務担当課長、溝江情報政策監
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 資料1 平成23年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 資料2 平成23年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> 会議次第 資料2（36ページ分の差替え）
【会議内容】		
1 平成23年度第2回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
報告第16号	障害者世帯に対する日本放送協会受信料減免確認に関する業務の登録について（変更・追加）	報告了承
報告第17号	障害者自立支援給付に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第18号	障害者自立支援給付に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（新規）	報告了承
報告第19号	障害児通所支援事業に関する業務の登録について（新規）	報告了承
報告第20号	障害児通所支援事業に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（新規）	報告了承
諮問第22号	障害児通所支援事業に関する業務の外部委託について（新規）	決定
諮問第23号	障害児通所支援事業に関する業務の外部結合について（新規）	決定
諮問第24号	障害児通所支援制度システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決定
報告第21号	保険年金の税務上の取扱いの変更による交付金の支給に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第25号	交付金支給管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決定
（裏面に続く）		

報告第 22 号	外国人登録に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 26 号	外国人登録に関する業務の外部委託について（新規）	決 定

会長	定刻になりましたので、始めたいと思います。本日はご多忙のところ、当審議会にご出席いただき、ありがとうございます。ただいまより、今年度第3回「情報公開・個人情報保護審議会」を開催したいと思います。初めに、新委員の紹介を事務局からお願いします。
政策法務担当部長	今期の委員で、前回欠席された方をご紹介します。谷幹男委員です。委嘱状は、席上に配付しておりますので、よろしくをお願いします。以上です。
会長	ほかに欠席される委員の方、その他連絡事項はありますか。
政策法務担当部長	本日の会議について、欠席される旨のご連絡がありました委員は、柴田委員、濱田委員、高橋委員の3名です。以上です。
会長	最初に、お手元にお配りしてある会議録の確定をしたいと思います。会議録について、特に何かありますでしょうか。
委員	19ページの2行目に「昨年の審議会で桃井小学校のUSBメモリー紛失事件があり」とありますが、「桃井小学校」という学校はないと思うのですが、どこの学校でしょうか。
法務担当課長	「桃井小学校」の名前には数が付いておりまして、桃一とか桃二ですので、あとで訂正させていただきます。ご指摘のとおりです。桃一から桃五の間です。大変申し訳ありません。
会長	ほかにありますでしょうか。ないようですので、これで確定ということによろしいですか。 それでは、会議録は確定ということにいたします。次に報告・諮問事項に入りたいと思います。最初に、政策法務担当部長からお願いします。
政策法務担当部長	諮問文を読み上げ会長に渡す。
会長	審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
報告第16号、報告第17号、報告第18号	
政策法務担当課長	報告第16号について説明する。 報告第17号、報告第18号について説明する。
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。
委員	報告第16号について、NHKのほうで、今回は、「生年月日」を追加するということですが、これはつまり4情報の中の「生年月日」という意味で、本人確認のために収集するのかどうかということ、まずお聞きします。
高井戸事務所担当課長	今回収集いたします「生年月日」については、先ほど事務局のほうからも説明しましたが、NHKが全国統一的な様式を使いますので、「生年月日」も個人情報として収集するということです。
委員	つまり、NHKが「生年月日」も書いてくれと、項目欄に書いてあるから収集するのだということですね。
高井戸事務所担当課長	はい、全国統一の様式を使用しており、「生年月日」の記入欄があるためです。

法務担当課長	個人情報の「印影」の収集については、NHK がご本人からいただいた公簿確認の同意書を区に持ってきます。区では、「印影」は要らないですが、この同意書を管理いたしますから、「個人情報の記録の内容」ということで追加させていただきます。
委員	ご本人の障害の状態によっては、意思確認ができない方もいらっしゃるのではないかと思います。そういった場合の代理などはあるのですか。また、委任がどうなっているのかなど、杉並区として確認する必要はないのですか。
高井戸事務所担当課長	ご指摘のとおりです。これはNHKが、すでに受信契約を結んでいて、現在も減免を受けている方に直接郵送いたします。その書類に代理の方に記入いただくと、書式上、印鑑も押されておりますので、真正な申出というように私どものほうで判断いたします。
会長	ほかにありますでしょうか。ないようですので、報告第16号、報告第17号、報告第18号については説明を受けたことにいたします。 次に報告第19号、報告第20号、諮問第22号、諮問第23号、諮問第24号について、お願いいたします。
報告第19号、報告第20号 諮問第22号、諮問第23号、諮問第24号	
情報システム課長	報告第19号、報告第20号について説明する。 諮問第22号、諮問第23号、諮問第24号について説明する。
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。
委員	9ページの「個人情報登録票」の「個人情報の記録の内容」で「財産等の情報」の2番目、「税額等の状況」の「等」というのはどういうものが含まれるのか。それから、「生活状況等の情報」の項目で、「通所施設」ならわかる気がするのですが、「通所施設状況」というのはどういうことを言うのですか。最後に、23ページの「電算入力記録票」の39番の「上限月額管理事務所」は、どういうことを意味する項目なのか。この3つについて、説明してください。
障害者施策課長	ただいまのご質問ですが、「税額等の状況等」については、社会保険料の控除の関係を見させていただきます。「通所施設状況」については、どのぐらいの期間その施設に通っているかを把握するものです。それから、「上限月額管理事務所」という項目ですが、複数の通所施設がある場合に、取りまとめを行う事業者名です。複数の施設で受給したサービスの内容を確認して、上限月額を超えた場合の利用者負担の管理をここで行わせるというものです。
委員	基本的なことの確認ですが、18歳以上に児童福祉法を適用していたのでしょうか。
障害者施策課長	基本的には、「障害児」は18歳未満のお子さんと、児童福祉法では定義しております。いままで都道府県が行っていた場合は、18歳以上の方については、そのまま入所施設にいていいという対応をしていました。今回、昨年

	12月に公布されたいわゆる「整備法」と言われている障害者自立支援法の改正に伴い、障害の種別ごとの施設ではなくて、一元化した施設にするべきという趣旨で児童福祉法が改正されたものです。
委員	「電算入力」の規模は、今年の8月31日までは48人ということなのですが、来年4月以降の予定人数が、年200人となっています。これはどのような根拠なのでしょう。
障害者施策課長	いわゆる児童福祉施設で、「児童デイサービス」と言われている事業が自立支援法にあります。簡単に言いますと、子ども発達センターをイメージしていただくと、1、2歳児については、障害者自立支援法の下での、いわゆる「児童デイサービス」という位置付けになっています。これが「児童デイⅠ型」と言われているものですが、もう1つ、「児童デイⅡ型」というものも、障害者自立支援法の中にあります。こちらについては療育も兼ねた、いわゆるお子さん方のお預かりの場というものです。現在、高井戸に1カ所あるのですが、そういった所に通われている方も含めて、新規増という形で、こちらについても年間200名ぐらいになるのではないかと。そうした意味での全体の数字です。
委員	私のほうからも確認させていただきたいのですが、12ページの「外部結合の方法」として、「専用回線、ISDN回線を使って」ということなのですが、「外部」というのは本庁と福祉事務所ということですか。国民健康保険団体連合会とISDN回線、これは専用でこの情報しかやらないということで、よろしいですか。
情報システム課長	専用回線で行うということです。
会長	ほかにありますか。報告第19号、報告第20号については、報告を受けたことにいたします。諮問第22号、諮問第23号、諮問第24号は決定といたします。次に報告第21号、諮問第25号に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
報告第21号、諮問第25号	
情報システム課長	報告第21号、諮問第25号について説明する。
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますか。
委員	杉並区は国の例に倣って、10年前まで遡って還付するということですが、その対象者が杉並区に引き続き住んでいれば探しやすいと思います。また、交付金は申請に基づいての支給ですから、杉並区がわざわざその対象者を探すのではないわけです。そうすると、ほかの区に転出した方などは、杉並区がこのように交付金という形で返還します、といったことをどうやって知ることができるのですか。そういった情報を知る人、知らない人で、交付金をもらえるかどうかという差が出てくる事態が発生するのかなと思います。そういったことがないように、この場合はご本人の利益になるように、何とかして交付しようとすると思いますが、その辺はどういう工夫をなさっているのでしょうか。
課税課長	26ページの「報告・諮問事項説明書」の下のほうに、「電算入力」の規模

	で 120 名と載っております。これは国税庁が、もっと言えば、杉並と荻窪の両税務署が特別還付金の請求を勧奨する方々です。ですので、その方々が杉並区民でなくても、税務署が把握している方々に対し勧奨しますので、それをもって相手方は知ることができると、そのように認識しております。
委員	そうすると、その中に杉並区はこれをやります、ということがちゃんと入っている。つまり、自治体によってやらない所があるわけですから、そのことはちゃんと通知されているということですね。
課税課長	税務署のほうで出す説明文書、案内文には、このあと住民税の還付について、区市町村のほうにご相談くださいと記載してあります。
委員	例えば、10 年も経っていると相続人にも転居があると思いますが、そういったことを区は関知しないので、通知が行き、そこから申請が来れば対応するだけだ、ということですか。
課税課長	そのとおりです。
委員	31 ページの「記録の項目」の「13 進捗区分」というのがあるのですが、これは何の進捗区分なのですか。
納税課長	現在、申請を受け付けたあとに、交付額を計算中であるとか、また書類不足で調整中であるとか、諸手続きが終わったなどの、この支払手続きがどこまで進んでいるかということを職員が確認するために、「進捗区分」を入れております。
委員	それは毎年になるのでしょうか。
課税課長	1 回きりですが、例えば 1 つの件について、申請を受け付けた、計算している、交付をした、そのような節目ごとの進捗状況の記録です。
委員	参考のために聞かせてもらいたいのですが、請求権の時効は、いつから始まるのですか。
課税課長	申請を受け、交付を決定してから 10 年、ということです。
委員	その交付は、どの交付を言うのですか。
課税課長	今般の杉並区の交付決定です。ご案内のように、国のほうは特別還付金という名前で税制改正をいたしました。ただ、地方については 5 年超の部分については、各区市町村独自の判断で支払ってもいいし、支払わなくてもいいということを決めました。これはあくまでも、言ってみれば、私法上の権利ですから、請求権は 10 年ということです。
委員	普通の税金とは違うのですね。
課税課長	全く違います。
会長	ほかにありますか。それでは、報告第 21 号は報告を受けたことにいたします。諮問第 25 号は決定といたします。次に報告第 22 号と諮問第 26 号について、事務局から説明をお願いいたします。
報告第 22 号、諮問第 26 号	
法務担当課長	報告第 22 号、諮問第 26 号について説明する。
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。

委員	この問題は非常に大きな問題ですが、今回は仮住民票を作るための下準備をやるのだと、まずそのように認識してよろしいのですか。
区民課長	仮住民票は、外国人の方を記載する住民票として整備します。7月から正式な住民票ができるのですがその前に、新たな住民票はこのような内容になりますということを仮住民票にして5月ぐらいに、外国人の方のお手元に発送をする予定です。そういった制度が変わっていくことを、できるだけ早めに入念に説明をしてまいりたいということで、今回この事業を考えております。
委員	外国人が住民票に入るということは、将来的には住基ネットワークとも繋ぐことになるということです。それから政府では「税と社会保障の一体改革」で共通番号を導入する場合、この住基ネットワークを使う予定になっていますから、いろいろなことに関係してくるわけです。いちばん大きな問題点としては住所の表記です。それから、いちばん難しいのは名前の表記だと思います。私も調べたのですが、例えば、在留カードなどでは、中国人の方は漢字ではなくて、いわゆるピンイン(中国語のアルファベットによる発音表記)で、アルファベットで記されたもので書くようになっていますが、現在、外国人登録証に書かれてある名前の表記をそのまま使うと、そういう認識でよろしいのですか。
区民課長	外国人の方の、新しい住民票の中での氏名の記載の方法については、英語圏の方はアルファベットを使い、中国の場合は略した簡体字と言われる中国独特の活字を使っておりますが、それについては対応する日本の正字、いわゆる戸籍に基づいた日本の字を住民票にも記載していきます。それと同じような考え方で、日本の字に置き換えて登録していきます。今はそういう予定で進めております。
委員	それは正しく対応するものがある、ということですか。中国語の文字コードはいろいろな種類があつて、つまり日本の漢字に対応するような略字がいくつもありますけれども、それはどうなるのですか。
区民課長	詳細の部分については法務省のほうで、その字の置き換えについて、どういう変換をしていくかを全国統一的に行うための、変換ルールを作成している途中です。
委員	なぜこういうことを聞くかといいますと、住基ネットや共通番号などが導入されるときに、キーになるのは「住民票コード」と、「4つの情報」です。共通番号の中では、3つのリンクコードなども今回作られますけれども、それを結ぶものは「4つの情報」です。そのときに名前の表記が違っていると全然違う人と認識されます。これは外国人だけでなく、日本人にもあてはまります。私もそうだったのですが50年近く生きてきて、名字の漢字の中に点が1つ付いていたことが最近わかったとか、結構あります。点がなかったとか、戸籍係が書くときにちょっと漢字を間違えたとか、そういうお笑いみたいな話があったりするわけです。人間が見るとわかるけど、機械やコンピュータですとはねられるわけで、それをどうするかは非常に大きな問題ですね。そう

	<p>いったことをまずきちんとできるのかどうか。そういう大切な登録なのですよということを、今回の説明でできるのかどうか、そういう態勢を取っておりますか。</p>
区民課長	<p>お名前の字の変換につきましては、先ほどご紹介しましたが、いま法務省のほうでコード表といいますか、文字の置換えをしていく、詳細な作業を進めております。それに伴って、区としましては、いま現在、外国人登録原票に記載されている文字を、どのような文字に置き換えていくかということをや、やはりある意味1字1字チェックをしながら移行していく態勢を取っておりますし、いま作業に入っているところです。</p> <p>また、今回の委託事業を通じて、外国人の皆様にご案内する内容につきましては、60年間続きました外国人登録法が制度的に大きく変わるということで、住民票というものはどういうものなのか、また、住民票に載った後はどういうメリットがあって、証明はどういうように取れるのか、どういう届出が必要か、そういったところを中心にきちんと説明をしまいたいと考えております。</p>
委員	<p>そうなのです、そこなのです。住民票とは何か、例えば14日以内に手続きをしないと簡易裁判所から過料が課せられることがあるわけです。そういったことに、外国人の方はなおさら慣れていない。しかも今回は90日を超えた人には、すべて登録することになるわけですから。90日なんて、あっという間ですよ、旅行気分です。私たちだって、結構外国に3カ月超えて滞在することもあるわけですから。その方たちにちゃんと説明をしなければいけないと思いますが、今回訪問する方は言葉はどうなのですか、ちゃんと通じる言語を話せる人が行くのですか。</p>
区民課長	<p>いまの言語の問題ですが、直近ですと、約1万800人の外国人の方が杉並区内にお住まいで、英語なり中国語といった言語対応の必要な方が、外国人登録係の窓口で統計的には大体1割、2割ぐらいです。そういった意味では日本語をストレートにご理解できない方について、委託業者のほうに、英語、中国語、ハンガルの3カ国語を中心に、訪問した人とお客様をコールセンターとの電話で繋ぐネットワークをつくりながら、きちんと説明できるように訪問をしまいたいと考えております。その訪問した際に、きちんとした言語での対応ができない場合は、対応した言語を話せる方が再度訪問をさせていただいて、制度の内容について、改めてご説明を申し上げるという形で考えております。</p>
委員	<p>ということは、言語の問題に対してはきちんと対応されるということですね。日常会話ではなく、しかも法律的な問題は概念を、まず住民票などの感覚がない人には、そこから話さなければいけないので大変だと思いますが、そこはきちんと対応してくださるということで、よろしいのでしょうか。</p>
区民課長	<p>はい、そのような対応ができるような事業者も選定し、また研修で、そういう内容を伝えていきたいと考えております。</p>
委員	<p>訪問をすることは、丁寧で大変いいことだとは思いますが、中には通称</p>

	<p>名を使っている方で、日本の特殊事情があって、在日の方は自分が在日であることを知られたくないという人もいらっしゃいます。そのとき、例えば玄関口で話をしているのが、東京などでは隣の声が筒抜けだったりするわけです。非常にセンシティブな内容の話がお隣の人にも聞こえたりするような、そういう恐れはないでしょうか。それは何か対処していますか。</p>
区民課長	<p>特別永住者の方の問題になろうかと思いますが、今回の「報告・諮問事項説明書」の「案内方法等」という所に書いてありますが、12月にすべての外国人の方に一齐に郵送でご案内を差し上げます。訪問においては、日本の社会に非常にとけ込んでいらっしゃる、また通称名を使っているような、特別永住者の方は除外します。英語、中国語など、何らかの語学対応が必要な人を中心に、訪問をしてみたいと考えております。</p>
委員	<p>確かに特別永住者は、訪問からは除かれるわけですが、そうすると今回訪ねていく方たちについては、「通称名」とか、「その人が外国人である」とか、「いつごろいらっしゃいました」とか、「旦那さんはどこの人ですか」とか、「あなたのお国ではご家族は何人ですか」という話が玄関口でなされるということです。特別永住者ではなくても、そういうセンシティブな話があります。そういうことに対しての対応はどうですか。</p>
区民課長	<p>今回ご案内に何う大きな趣旨としまして、あくまでも、制度がこのような形になりますというような説明を主に考えております。当然、外国人の住民の方からご質問があれば、お答えをするという形になりますが、こちらのほうから根掘り葉掘りといえますか、住民票の内容になるようなことについて、個別に確認をしていくということについては、5月に仮住民票が一齐に通知されますので、また別途5月以降に区とのやり取りになると考えております。</p>
委員	<p>今回杉並区がこのように直接訪問をしようと思ったことについて、お伺いしたいと思います。外国人の場合は、住民登録している住所に住んでない人が結構多いのです。一旦国に帰って日本に戻って来ても、同じ所に戻らずにほかの所へ行くとか。もちろん転出届もないわけだから、そういうこともあると思いますので、ここまで丁寧にやるのは、実際はなかなかないと思うのです。それは、実際住んでいない場合もありますが、きちんとサービスをしようというのは何か目的があって、わざわざ訪問をする、何か趣旨があるのですか。</p>
区民課長	<p>先ほど申し上げましたが、外国人登録法が昭和27年に施行されて、60年という長い間制度の運用をしてきた、その制度が今回大きく変わります。住民基本台帳、住民票というものはどういうものか、またそれに伴う外国人の皆様の今後の手続きについて、事前に十分な時間を取ってきちんと説明をさせていただきたいという趣旨で行うものであります。</p>
委員	<p>外国人の住民に対しては、いままでお子さんが就学年齢に達しても、なかなかその情報を得ることができない、一生懸命やったとしても、結局学校に行かないお子さんがいても、把握もできない。本来ならば住民サービスのた</p>

	めに、区は常にそういったことをやっても良かったのかと思いますが、今回初めてこのように訪問するのでしょうか。
区民課長	このような形での訪問は、初めてになろうかと思います。
委員	そうしますと、そのときに未就学児などがいたりしたら、ちゃんとそういうご案内もするとか、住民サービスのツールとして考えていることを、区はこの後また更に踏み込んでやろうと思っているのでしょうか。
区民課長	今回の住民基本台帳法の改正は、区民課のみならず、外国人の住民票ができるという意味では、全庁的な行政サービスに影響が出てまいります。いろいろな所管課と区民課が連携を取りながら、来年の7月以降に各所管での行政サービスの対応でどういうことが必要かということも協議をして準備を進めております。7月以降、きちんと区として対応していくような態勢を作ってまいりたい、と考えております。
会長	ほかによろしいですか。
委員	<p>何点か質問します。今回の住基法の改正と外国人登録法の廃止の問題が、実は国のほうでは犯罪対策ということから始まったということで、私も非常に疑問を抱いています。今回、「在留カードを常時携帯」ということになっていくのですが、新規事業として初めて外部委託にされている部分もあります。</p> <p>私がまず確認したいのは「事業内容」の、杉並区では当該周知に関する業務を国の雇用創出の臨時的補助金を使って、ということになるのですが、これは杉並区が国の補助金を使ってということなのか、これを使う事業者に杉並区が委託をするという説明なのか、もう一度確認をしたいのですが、いかがでしょうか。</p>
区民課長	緊急雇用については国の施策、また東京都のほうから区のほうへ失業者対策、雇用創出ということで、この緊急雇用の要綱が示されました。我々としましてはちょうど时期的に、それを活用したこうした委託事業が可能になりますので、手を挙げさせていただき、この事業に補助金を活用させていただくという流れになっております。
委員	杉並区が、この補助金を活用するということですね。
区民課長	はい。
委員	今回、「郵送による案内」と「訪問による案内」で、1万6,800世帯となるのですが、「郵送による案内」の中には、特別永住者の訪問は除かれているのですが、この9,000世帯は特別永住者と見ていいのでしょうか。それ以外の外国の永住者とか、規定ではどういう人たちなのでしょうか。
区民課長	この資料にあります9,000世帯ですが、この10月1日現在で外国人の人口としては1万865人になります。全部の世帯数では8,958世帯ですので、外国人全部の世帯が約9,000世帯となります。そこから特別永住世帯を除きますと、概ね7,800世帯になると想定しています。
委員	それから引いた世帯が、いわゆる特別永住者となるわけですか。
区民課長	約1,200世帯です。いま1,300人ぐらいおります。

委員	「外国人登録原票」は、在日の方々が自分の原票の中に何が記載をされているのかということ、これまで「開示請求」でずっとやってきた歴史があります。ただ、これに対して国は、当初は非開示ということで見せてはならないという指示をやってきましたが、法律が 90 何年かに変わって、原票の写しを交付することができるとなっていますね。いまは登録原票の開示請求は、どの程度あるのでしょうか。
区民課長	少しお待ちいただけますか。
委員	すみません、あとでわかっただけいいです。
区民課長	原票そのものの写しという数字が、ちょっと手元にないのですが、全体の証明関係の発行件数で申し上げますと、7,000 件ぐらい発行がされております。
委員	私が申し上げたいのは、一旦本人が開示請求をすると一応写しはいま出せるようになっているのですが、本人ですら見られなかったこの個人情報の中身が、外部委託つまり民間事業者に委託をされることについて、プライバシーはどこまで保障されるのかというのが大きな課題だと思うのです。その点についての杉並区の所見と、それからこれを委託する民間事業者ですが、今回新規事業というように、「新規」と書かれているのですが、これまではどのようにされてきたのか、今回の委託先はどういう事業者なのかを教えてくださいたいのですが、いかがでしょうか。
会長	ちょっとすみません。いまのお話ですが、33 ページの「報告・諮問事項説明書」、これですよ。
委員	はい。
会長	この項目の中についての説明に限定して議論をしていただかないと、この審議会は、何をやっているのかさっぱり訳がわからなくなってしまいますので。
委員	大変失礼いたしました。実は外部委託されることの問題点は、センシティブな問題なので、やはりしっかりと見ていく必要があるということで、先ほど原票の問題も出させていただいたのです。
会長	いや、ですから原票問題については認識をある程度して、こういう項目で具体的にどうなのだというようにしていただかないと、抽象論すぎてしまって、それが伴わないのです。
委員	いま申し上げているのは、この「外部委託」というようにされていますが、委託をする外部は民間事業者に委託をするというように書かれていますよね、それがどういう事業者なのか教えてくださいたいという質問ですが、いかがでしょうか。
区民課長	業態としては一定の語学の対応ができる、そういう人材を持っている事業者であり、この制度の説明を区に代わってきちんとできる、そういう事業者ということになるかと思います。
委員	個人情報を扱う、非常に重要なところですよ。
区民課長	もちろん委託契約では当然のことながら、個人情報の厳格な管理は求めら

	<p>れますし、仕様書にも規定します。また今回の事業者に、外国人登録原票の中から預ける項目は、「外部委託記録票」の上段の2行に書いてありますように、その外国人の方の自宅へ訪ねるために必要な最低限の情報です。この情報を委託業者に預けて、この制度の周知を図っていくということです。</p>
委員	<p>資料34ページにも掲載されているのですが、今回この在留カードの中に、「収入の状況」「税額等の状況」「社会保険加入の状況」「資格の状況」、それと働いている先のような様々な情報がこの中に書かれるわけですね。委託を受ける民間事業者は説明をしなければならないのですが、どの程度の中身を説明するというようになるのでしょうか、その点を教えてください。</p>
区民課長	<p>先に、いま委員からご指摘がありました「個人情報登録票」のアンダーラインが引かれている「収入の状況」「税額等の状況」「社会保険加入の状況」「雇用保険受給」、そういった状況ですが、これは外国人の方の情報ではありません。緊急雇用の被雇用者の情報を委託事業者が収集するという意味で、今回そのアンダーラインが引かれた個人情報の項目を追加したということです。外国人の方の個人情報を追加したということではないということで、まずお断りしておきたいと思います。</p>
委員	<p>わかりました。この「個人情報登録票」の中身はそうだというご説明で承りましたが、ただ、今回の法律改正に伴う「在留カード」の中身は勤務先や給与額や、会社での様々な労働条件を含めて記載の条件とされているわけですね。その点での説明をする側の説明の範囲はどの程度なのか、教えてください。</p>
区民課長	<p>委託事業者が訪問をして説明する内容は、郵送でお送りするパンフレットの内容にもなってくると思います。外国人の方につきましても、来年の7月に日本人と同じように住民票が作成されます。この住民票とは、このようなものです。それから、先ほど委員との質疑の中で出てまいりましたが、5月に予定しております「仮住民票」という住民票が作られていく過程について、こういう手続きを踏んでいきますということです。あと外国人登録の現行の手続きについても、移行のためにはきちんと手続きが必要です。また7月以降に、「住民基本台帳」の法律の中に入りましたら、どのような住所変更の手続きや、証明書交付のためにどのような手続きが必要か、そういったことを中心にご案内をしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>外国籍の皆さんは、転入、転出の届けを忘れてしまったら、日本での存在そのものが、法律では認められなくなってしまいます。その点で、センシティブな問題があると思うのです。この法律を見ていると、日本人又は永住者の配偶者としての活動を継続して半年以上やらなかった場合には、その在留資格が取消しになるという法律になっています。いまDV（ドメスティック・バイオレンス）の問題とか様々な問題があると思うのですが、このDV対策とか訪問する調査委員の方々の、それに対する関わり方はどのようにされるのですか。</p>
区民課長	<p>あくまでも今回訪問させていただく趣旨は、この制度といたしましても、住</p>

	民基本台帳のいちばん基本の大きな概要をきちんとご説明を差し上げたいからです。委員ご指摘の DV の問題については、「住民基本台帳法」の世帯の中に外国人の方が入ってこられましたら、その「住民基本台帳法」の中で DV の方を保護していく措置も法的にありますので、当然、その中で外国人の方も今後対象になっていきます。
委員	私は今回の外国籍という、特別永住の方々への様々な見方の問題がありますので、外部委託、民間事業者ということではなくて、公務員が本来はやるべきだと私は思います。今回は外部委託で、国の雇用対策を使ってということなのですが、杉並区はなぜそれに区の職員がやらないで、民間委託にしようと考えたのか、その点について教えてください。非常にその点が疑問なのです。
区民課長	来年5月に「仮住民票」を一斉に外国人の皆さんの世帯に郵送でお送りします。住民票の個別の記載内容については、「仮住民票」が届いて初めて外国人の方の関心といいますか、そういったものも起きてくると考えられます。その段階において、ご質問については、区の職員がきちんと態勢を組んで対応をしてみたいと考えておりますが、やはり先ほどから申し上げております、60年という長い年月を経た「外国人登録法」が「住民基本台帳法」に変わるという大きな制度変更で、制度の概要とその趣旨といったところについて、できるだけ事前にわかりやすく外国人の方にご説明をさし上げたい。また、語学対応というような専門的な対応も含めて説明をするという意味で、今回、委託事業による説明といいますか、周知という道を選んだということです。
委員	ありがとうございました。
会長	ほかにありますでしょうか。
委員	今後、仮住民票を出すまでを民間委託するということなのか、それとも本格的に帳簿を作る、そこまでののか、その辺のところの説明をいただけたらありがたいです。
区民課長	この委託の実施期間は、ちょっと記載がなかったかもしれませんが、「郵送による案内発送」は12月から開始しまして、「訪問による案内」は1月から遅くとも3月の中旬ぐらいまでには全部終わらせたいと考えています。年度中にはこのご案内をして、適切に5月の「仮住民票」の発行時期を迎えたいと考えております。
委員	そうしますと訪問が全部終わって一定の仮の帳票ができる。そこまでがこの民間に委託をすることで、それ以降は区のほうできちんと対応していく、という理解でいいのですか。
区民課長	「あくまでも制度が変わりますよ」というところを少し早めに、事前にご案内をしていくという趣旨です。
委員	そこの部分のところだけが、民間にお願いをするということですか。
区民課長	はい、そうです。
委員	国勢調査の例を見ても、訪問しても会えない人はずっと会えないわけです

	けれども、今回そういうときはどうするのですか。
区民課長	訪問の時間については、9時から、概ね失礼にならないような大体8時ぐらいまでは可能かと考えております。また土、日、祝日に会えない場合は、2回目、3回目は土曜、日曜、祝日にかかわらず訪問をしていただくということ予定しております。
委員	その際に、「お留守だったので、よろしければお電話ください」とか、そういうものを置いてくるのかどうか。
区民課長	そういうメモを、残してまいりたいと考えております。
会長	ほかにありますか。
委員	参考のために聞かせていただきたいのですが、35ページの「外国人登録証明書」の「甲乙の区分」とあるのですが、これはどのように分けているのですか。
区民課長	いま現在、外国人の方がお持ちの外国人登録証は、16歳以上の方とそれ以下の方とを、甲乙で区別しております。
委員	16歳で切ったのはどういう意味ですか、成人と見るのですか。
区民課長	いわゆる意思能力、行為能力といったところで、法律がそういう規定をしているということです。
会長	ほかに何かありませんでしょうか。
委員	これまでにいろいろ制度の変更があったと思うのですが、外国人の滞在あるいは永住外国人の側から、是非こういうやり方を取ってくださいという要望などはこれまで杉並区にあったのでしょうか。つまり法律はかなり難しい、制度もどんどん変わるので、基礎自治体としてそういう取組みが必要ではありませんか、という声とかは当事者からはあったのでしょうか。
区民課長	今までの制度改正の中では、特にそういう声はいただいていません。いずれにしても今回、我々はできるだけ丁寧なご案内をさせていただきますので、十分ご理解をいただくと確信しております。
委員	現在、外国人登録の窓口では、「こういうように制度が変わります」という窓口での説明をやっているのでしょうか。
区民課長	いま案内のチラシを作成中のところですが、大まかな内容といえますか、こういう法改正がありますという程度の説明については、個別に相手の状況を見ながらご説明をさせていただくときもあります。
委員	当初、この法律が変わったのが2009年で、3年以内に施行と法律では規定されています。来年の4月から、ということが決まった中で、今回杉並区がある意味では慌ててといえますか、そういう対策を取ったということではないのでしょうか。
区民課長	法律の公布は2年前の7月に行われたわけですが、いま国では、この問題を総務省と法務省の調整といえますか、だいぶ時間がかかっているというところがありまして、この秋に政省令が出るところがまだ出ていない状況です。11月から12月になるのではないかとということで、我々も詳細の十分確定したものが無いと、実は案内ができないという状況にあります。

会長	<p>ほかにありますか。</p> <p>ありませんようですので、報告第 22 号は受けたことにいたします。諮問第 28 号は決定といたします。</p> <p>本日の議題としては全部終了いたしました。事務局のほうで何かありますか。</p>
法務担当課長	<p>先ほど、前回議事録の「桃井小学校」の件ですが、「桃井第二小学校」でした、失礼をいたしました。</p>
	(答申文配付)
会長	<p>それでは、お手元の諮問に対する結果が適当であるとの決定文が既に配付されておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>それでは、ただいまの答申文を確認したので、決定ということで答申文を政策法務担当部長にお渡ししたいと思います。</p>
会長	<p>ほかに事務局のほうで、本日お伝えすることがありますでしょうか。</p>
法務担当課長	<p>次回の日程についてご案内します。次回は 12 月 19 日月曜日、2 時ないしは 3 時を予定していただければと思います。以上でございます。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。そのほかによろしいですか。</p> <p>それでは、「平成 23 年度第 3 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を終了いたします。どうもありがとうございました。</p>